

局 施 策 評 価 票

平成 **21** 年度実施施策

A時点: -	B時点: -	C時点: 22. 7月

局名	総務市民局
-----------	-------

基本計画	柱 暮らしを彩る
	大項目 快適に暮らせる身近な生活空間づくり
	取組みの方針 彩りのあるまちづくり

担当局 / 総務担当課名	総務市民局	総務課
連絡先	582 - 2102	

21年度計画

-1-(1)-

施策名	市民のモラル・マナーの向上
------------	---------------

施策の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	モラル・マナーアップ関連条例をもとに、路上喫煙や落書き、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などの迷惑行為を防止するとともに、市民のモラル・マナーのさらなる向上を図るため、広報・啓発活動を進める。
	その結果、実現を目指す取組みの方針名	彩りのあるまちづくり

成果指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)	現状値		計画	平成21年度		目標値	
	年度	平成20年度		年度	平成25年度	年度	平成25年度
モラル・マナーアップ関連条例に基づく過料適用件数(小倉都心地区)	年度	平成20年度	計画	-	年度	平成25年度	
条例に基づく過料適用と周知のための広報活動に取り組んでおり、この取組みの周知が進むことによって条例違反者及び過料適用件数の減少が予測されるため、過料適用件数の10%削減を目標に取り組むこととしました。	現状値	-	実績	1,031 件	目標値	10%削減	
			達成度	- %			
迷惑行為防止活動推進地区の指定地区数	年度	平成20年度	計画	-	年度	平成25年度	
迷惑行為防止のためには、重点地区における過料適用と地域における迷惑行為防止のための自主的な活動の両方が必要であり、市内全域で地域の活動を活性化させる指標として5地区の指定を目標に取り組むこととしました。	現状値	-	実績	2 地区	目標値	5	
			達成度	- %			
	年度		計画		年度		
	現状値		実績		目標値		
			達成度				
コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月 [21年度:執行額]		事業費	87,001 千円	構成事業にかかった人件費の目安(21年度)		
			うち一般財源	31,070 千円	30,000 千円		

局施策に対する担当局の評価

局施策の評価	21年度評価	主な分析理由
	成果指標の結果を踏まえ、構成事業の評価結果なども考慮し評価を行う。	C
今後の局施策の方向性		今後は、街頭における広報活動に加え、市政広報物を利用した広報、新聞・テレビ・ラジオなどのメディアを通じた広報など、広報活動などを通じ、条例の認知度を上げ、過料適用件数の減につなげていきます。 また、平成22年度には、重点地区として黒崎副都心地区を追加するとともに、小倉都心地区の拡大を行い、さらなるモラル・マナーアップの推進を図っていきます。

【局施策評価】 A:大変良い状況にある B:概ね良い状況にある C:概ね良い状況とまでは言えない D:不十分な状況にある

評価担当部署の意見

<input checked="" type="checkbox"/> 適切な評価	<input type="checkbox"/> 下記のとおり
---	---------------------------------

施策名 市民のモラル・マナーの向上

構成事業名	事業費			事業にかかった 人件費の目安 (21年度)	経費分類 裁量的経費 義務的経費 特別経費(重点) 特別経費(臨時)	今後の方向性		
	C時点[21年度:執行額]					21年度	21年度	
モラル・マナーアップ関連条例地域活動支援事業			2,676 千円	6,000 千円	特別経費(重点)			ア
事業費のうち一般財源			2,676 千円					
モラル・マナーアップ関連条例推進事業			84,325 千円	24,000 千円	裁量的経費			ア
事業費のうち一般財源			28,394 千円					
			千円	千円				
事業費のうち一般財源			千円	千円				
			千円	千円				
事業費のうち一般財源			千円	千円				
			千円	千円				
事業費のうち一般財源			千円	千円				
			千円	千円				
事業費のうち一般財源			千円	千円				
			千円	千円				
事業費のうち一般財源			千円	千円				
			千円	千円				
事業費のうち一般財源			千円	千円				
			千円	千円				
事業費のうち一般財源			千円	千円				

局施策全体のコスト	21年度	
	事業費	人件費(目安)
	87,001 千円	30,000 千円
施策全体の事業費のうち一般財源	31,070 千円	

局施策の
21年度評価

C

【局施策評価】
A:大変良い状況にある
B:概ね良い状況にある
C:概ね良い状況とまでは言えない
D:不十分な状況にある

【事業の今後の方向性】 ア:事業の見直しを図ることが可能 イ:休止・廃止を検討 ウ:現状のまま進めることが適当 エ:終了

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月

担当局/課	総務市民局	安全・安心課
連絡先	582-2866	

基本計画	柱	暮らしを彩る
	大項目	快適に暮らせる身近な生活空間づくり
	取組みの方針	彩りのあるまちづくり
	主要施策	市民のモラル・マナーの向上

関連計画	
事業期間	
経費区分	特別経費(重点)

-1-(1)-

事業名	モラル・マナーアップ関連条例地域活動支援事業
-----	------------------------

事業の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	全市的な迷惑行為の防止を図るためには、市の重点地区における取組みとともに、地域の理解と協力の下での自主的な取組みが不可欠です。このため、迷惑行為の防止に自主的に取り組む地域を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域における活動を支援することによって活発化を図り、迷惑行為を「しない」「させない」気運を他の地域へと波及させていきます。				
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	市民のモラル・マナーの向上	成果	モラル・マナーアップ関連条例に基づく過料適用件数(小倉都心地区) 迷惑行為防止活動推進地区の指定地区数	

目的実現の為に実施する内容	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
			推進地区指定 2地区(計 2地区)	推進地区指定 2地区(計 4地区)	推進地区指定 1地区(計 5地区)	未定	未定			
		広域にわたる啓発・広報活動の実施					6回		6回	
		現状	推進地区指定 2地区(計 2地区)	推進地区指定 2地区(計 4地区)	推進地区指定 1地区(計 5地区)	未定	未定			
	広域にわたる啓発・広報活動の実施					6回	6回			
	実施状況	成果・活動指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)						平成21年度	目標	
		迷惑行為防止活動推進地区の指定						計画	2 地区	年度
		迷惑行為防止のためには、重点地区における過料適用と地域における迷惑行為の防止のための自主的な活動の両方が必要です。推進地区の指定については、重点地区を指定した小倉北区・八幡西区以外の区において、各区1地区、合わせて5地区指定することを目標とします。平成24年度以降は、各推進地区の取組み状況や効果について検証した上で再度検討を行います。						実績	2 地区	内容
		迷惑行為防止活動推進地区の内容・活動状況等についての広域にわたる啓発・広報活動の実施						達成度	100.0 %	
	コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月[21年度:執行額]						事業費	2,676 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度) 6,000 千円
						うち一般財源	2,676 千円			
単年度計画										

【事業の実施結果・進捗状況の確認】

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	迷惑行為の防止に取り組む2地区(門司港レトロ地区、若松南海岸地区)を推進地区として指定し、啓発物品(チラシ、ポスター、ポケットティッシュ等)の提供などの支援を行いました。指定が年度末になったことにより実質的な広報活動は次年度以降に実施することとなりました。
------	-------------------------------------	--

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	市全体の迷惑行為の防止、モラル・マナーの向上のためには、市主体の重点地区での巡回指導・過料徴収とともに、地域住民による自主的な取組みが欠かせません。このため、物品等の支援を実施するとともに、推進地区における活動の広報を充実させることにより活動を活発化させることは有効であると考えます。	
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか、または、同じコストでより高い効果を得られないか。		4	広報活動については、低コストとなるよう無料の広報媒体(市政テレビ・ラジオ、既製の印刷物への掲載等)を中心に実施することとしており、地域への支援物品についても必要最小限のものに抑えています。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。		4	市民のモラル・マナーの向上のためには、重点地区における巡回指導・過料徴収を行うと同時に、地域における推進地区の活動を活性化させることが必要です。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なのか、市の関与をなくすことはできないのか。		4	市以外の実施主体は考えられません。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ア	施策実現のためには、地域における迷惑行為防止の活動支援が不可欠であり、21年度に初めて、自主的に迷惑行為の防止に取り組む2地区を推進地区として立ち上げたところです。22年度には新たに2地区、23年度にさらに1地区の立上げを目標として取り組むとともに、推進地区の活動についての広報を実施し、取組みの活発化を図ります。	

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月

担当局/課	総務市民局	安全・安心課
連絡先	582-2866	

基本計画	柱	暮らしを彩る
	大項目	快適に暮らせる身近な生活空間づくり
	取組の方針	彩りのあるまちづくり
	主要施策	市民のモラル・マナーの向上

関連計画	
事業期間	
経費区分	裁量的経費

-1-(1)-

事業名 モラル・マナーアップ関連条例推進事業

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	市内における迷惑行為、特に「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つについて、その発生を防止し快適な生活環境の確保を図ります。このため、人が多く集まる中心市街地など特に周囲の人々に影響を及ぼす地域を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、同地区内において前記4つの迷惑行為を行った者に対して過料の適用を行い、市民のモラル・マナーの向上を図ります。		
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	市民のモラル・マナーの向上	成果

【目的実現の為に実施する内容】	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
		現状	重点地区指定 新規0地区 (計 1地区)	重点地区指定 新規1地区 (計 2地区)	重点地区 2地区継続	重点地区 2地区継続	重点地区 2地区継続		重点地区 2地区継続	
	実施状況	成果・活動指標 (上段: 指標名、下段: 指標設定の考え方)							平成21年度	目標
		迷惑行為防止重点地区の指定						計画	地区	年度
	コスト	迷惑行為の発生を防止するためには、モラル・マナーアップ関連条例の周知を行うとともに、条例の実効性を確保するため、迷惑行為防止重点地区を指定して巡回・過料適用に取り組むことが必要であり、この指定地区数を指標とします。						実績	0 地区	内容
								達成度	%	%
	単年度計画	迷惑行為の発生を防止するためには、重点地区における巡回・過料適用とともに、市民等に向けての広報活動が必要です。このため、街頭における広報活動や市政広報物を利用した広報、新聞・テレビ・ラジオなどのメディアを通じた広報など、より周知効果の高い媒体を利用した広報活動に取り組めます。						計画	回	年度
								実績	22 回	内容
	A時点 - B時点 - C時点 22.7月 [21年度: 執行額]						事業費	84,325 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度) 24,000 千円	
							うち一般財源	28,394 千円		

【事業の実施結果・進捗状況の確認】

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	小倉重点地区の巡回指導・過料徴収の実施により、被処分者やその状況の目撃者などへの周知が進み、迷惑行為を許さない環境づくりが進展しました。21年度は、国の緊急雇用対策基金を活用して、市内外のJR駅前などにおいて啓発を行う「モラル・マナーアップキャンペーン隊事業」の実施により、範囲・実施回数とも計画を大幅に上回る広報活動を展開することが出来ました。
------	-------------------------------------	---

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	本市で初めての取組みとなる「過料の徴収」を開始するとともに、広報活動の両方に取り組んだ結果、小倉重点地区内における迷惑行為、特に路上喫煙者は大幅に減少し、市民のモラル・マナーの向上に高い効果が見られました。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。	4	条例違反者への指導・過料の徴収については、違反者への対応の難しさや警察との連携を要することから、警察OBを雇用しています。雇用人数は最小限に抑え、ローテーションして巡回を行っています。広報経費については、今後の周知の状況に応じてその手法と経費の額を見直していく必要があると考えます。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。	4	施策実現のため、重点地区における巡回指導・過料徴収及び広報活動を継続して実施することが不可欠です。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なものか。市の関与をなくすことはできないのか。	4	市以外の実施主体は考えられません。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ア	本事業は施策に対する有効性も高く、継続実施すべき事業であると考えます。22年度は、さらに迷惑行為の発生を防止するため、重点地区の追加指定を行い、巡回指導・過料の徴収の取組みを拡大するとともに、市民や本市来訪者への周知効果の高い広報活動に取り組む必要があると考えます。